

改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組について

平成19年12月7日

国土交通省
住宅局建築指導課

国土交通省においては、改正建築基準法の円滑な施行に向けて、各般の対策を講じているところですが、建築確認に関する現状等を踏まえ、さらに以下の取り組みを行います。

1. 建築確認申請支援センターの設置 ～中小事業者への技術的支援～

具体的な物件を手がけている中小建設業者、大工・工務店等のなかで建築確認申請に困難をきたしている状況があることを踏まえ、(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)や各都道府県の建築士事務所協会の会員等が、構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスするサポートセンターを設置する。(相談は無料で受付)

(1) 中小建設業者による鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物

：各都道府県1カ所を原則に全国的に設置

((社)日本建築構造技術者協会(JSCA))

(2) 大工・中小工務店による木造3階建て・混構造の住宅

：木造3階建ての建設件数の多い10都道府県に設置(建築士事務所協会)

(その他の地域は、(財)日本住宅・木材技術センターで一元的に対応)

2. 建築確認円滑化対策連絡協議会の設置

～審査側・設計側の意思疎通の円滑化～

各都道府県ごとに特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築設計団体(建築士事務所協会等)からなる協議会を設置し、審査側・設計側の意思疎通の徹底を図ることを通じ、建築確認手続きの円滑化を促進する。

3. 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定

計画変更手続きを要しない軽微な変更や当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする方法について、参考事例や手順等を示すガイドラインを作成。

※テナントビルや先端工場における計画変更、マンションにおけるフリープランへの対応

4. 構造計算適合性判定機関の業務の効率化等

比較的小規模な物件や単純な構造形式の物件についての審査の合理化(判定の実績等を踏まえたうえで、現在、原則として二人の判定員で実施している判定業務を一人の判定員で行う等)、補助員の活用方策等を示し、構造計算適合性判定機関の業務を効率化する。

また、構造計算適合性判定機関における事前相談の実施の徹底を図る。
構造計算適合性判定員の講習会の追加実施を行う。

5. 間違い事例集の作成

確認審査・適合性判定の実態を踏まえ、典型的な間違いの事例等を示すことで、設計者による適正な図書作成を支援するとともに、審査の迅速化を図る。

6. 都道府県ごとの情報の周知徹底について

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策(セーフティネット貸付、保証)について、情報の周知徹底を図るため、経済産業省及び林野庁の協力を得て、関係業界に対する説明会を全都道府県において速やかに実施する。

問合せ先 国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 安藤恒次(39-515)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513

12/17(水)公表済

建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関による運転資金の融資制度です。

- ・ 建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
- ・ 一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。
- ・ 担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

- ・ 一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
- ・ 指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

国土交通省・中小企業庁

1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件（ゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	<u>一般貸付とあわせて 4.8億円</u>	普通貸付とあわせて 4,800万円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率	基準利率	<u>基準利率</u>
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	<u>2年以内</u>	<u>2年以内</u>	2年以内
その他	<u>一定の要件を満たす 場合には、担保の免 除が受けられる制度 あり（金利上乘せ）</u>		<u>一定の要件を満たす 場合には、担保の一部 免除が受けられる制 度あり（金利上乘せ）</u>

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

○ その他

建築確認、建築着工の減少等による影響がない場合でも、一般貸付の利用は可能です。

セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-1260 名古屋相談センター 電話：052-551-5188
 大阪相談センター 電話：06-6345-3577 福岡相談センター 電話：092-781-2396
 全国各支店 <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-4649 名古屋相談センター 電話：052-211-4649
 大阪相談センター 電話：06-6536-4649
 全国各支店 <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話：03-3246-9366
 全国各支店 <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくします。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。
なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ **認定要件** 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○ 保証限度額の別枠化

	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)
・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 ^{※2}	1,250万円	+	1,250万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。
一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むこととなります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

(社) 全国信用保証協会連合会 電話：03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

3. 既往債務の返済条件の緩和

政府系金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応します。

【参考1】

各政府系金融機関の基準利率（H19.12.12現在）

※利率は月ごとに変動するのでご注意ください。

	基準利率（5年以内）	参照HP
中小企業金融公庫	2.3%	http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	2.3%	http://www.kokukin.go.jp/
商工組合中央金庫	2.3%	http://www.shokochukin.go.jp/

【参考2】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

（指定期間：至平成20年3月31日）

- 一般土木建築工事業
- 土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
- 木造建築工事業
- とび工事業
- 鉄筋工事業
- 左官工事業
- 板金工事業
- 内装工事業
- 金属製建具工事業
- 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
- 電気工事業
- 管工事業（さく井工事業を除く。）
- 単板（ベニヤ板）・合板製造業
- 集成材製造業
- 板ガラス加工業
- 生コンクリート製造業
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る。）
- 陶磁器製タイル製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る。）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る。）
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
- 建築工事業（木造建築工事業を除く。）
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）
- ガラス工事業
- 木製建具工事業
- 防水工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 一般製材業
- 床板製造業
- 建築用木製組立材料製造業
- 銘板・銘木製造業
- 粘土かわら製造業
- 砕石製造業
- 木材・竹材卸売業
- 建物売買業
- 測量業
- 砂・砂利・玉石採取業

（指定期間：平成20年1月1日～3月31日）

- パーティクルボード製造業
- 木材薬品処理業

注1) 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注2) 業種指定は通常四半期毎。

注3) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

都内の特別相談窓口一覧

- 1 中小企業金融公庫
- 2 国民生活金融公庫
- 3 信用保証協会
- 4 商工組合中央金庫
- 5 商工会議所
- 6 商工会連合会
- 7 中小企業庁・関東経済産業局
- 8 東京都産業労働局

2頁～16頁省略